資料１

電波監理審議会審議資料

令和３年３月１０日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
（令和３年３月１０日　諮問第７号）

［広帯域電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備等］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高田課長補佐、大出係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総務省総合通信基盤局電波環境課
（古川電波監視官、渡邊係長）
電話：０３－５２５３－５９０５

諮問第７号説明資料

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

（広帯域電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備等）

１　諮問の概要

広帯域電力線搬送通信設備は、敷設済みの電力線を用いて通信ネットワークを効率的に構築するものであり、一般家庭内のネットワークや集合住宅のセキュリティシステム等に利用されている。今般、無線によるネットワーク構築が困難な工場内・鋼船内での利用や、スタジアム等の上空が覆われていない建物での利用等に対するニーズの高まりを受けて、広帯域電力線搬送通信設備の高度化に係る技術的条件等について情報通信審議会で検討を行い、令和元年７月 23 日に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて規定の整備を行うとともに、関係業界団体等からのニーズを踏まえた高周波利用設備の変更の工事に係る手続の簡素化を行うものである。

２　改正概要

・工場内の電力線（600V 以下の単相/三相交流）や、鋼船内の電力線（直流）において広帯域電力線搬送通信設備の利用を可能とするための規定の追加【電波法施行規則第 44 条、**無線設備規則第 59 条**】
・スタジアム等の上空が覆われていない建物の電力線や、地中・水中等に配線された電力線において広帯域電力線搬送通信設備の利用を可能とするための規定の追加【電波法施行規則第 44 条】
・高周波利用設備の変更の工事に係る手続の簡素化のための規定の整備【電波法施行規則別表第６号、無線局免許手続規則別表第９号】
・その他規定の整備【電波法施行規則第 46 条の 2、**無線設備規則第 60 条**】

※必要的諮問事項はゴシック体

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4　意見募集の結果

本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続については、令和２年 12 月 25 日（金）から令和３年１月 28 日（木）までの期間において実施済みであり、意見の提出は 13 件あった。（その他、省令案等と無関係と判断されるものが１件あった。）

広帯域電力線搬送通信設備の概要

電力線搬送通信（PLC※）設備

※ Power Line Communication

- 敷設済みの電力線を用いて通信ネットワークを効率的に構築するもの。
- 電力線から漏えいする電波が他の無線システムに及ぼす干渉が懸念されることから、その導入に当たっては技術的な検証が不可欠。

PLC設備制度化の取組

- 昭和62年にPLC設備（10kHz～450kHz）を制度化。
- 平成16年に広帯域（高速）PLC設備（2MHz～30MHz）の屋内外での実験を制度化。
- 平成18年に広帯域PLC設備の一般家庭での屋内利用（右図①）を制度化。
- 平成25年に広帯域PLC設備の一般家庭での屋外利用（家庭用監視カメラ、EV充電スタンド等）（右図②）を制度化。
  屋内においてのみ使用する設備（屋内広帯域PLC設備）と、一定の条件下で屋外の電力線を使用する設備に区分。
- 平成29年10月に広帯域PLC設備の工場等での利用拡充に係る技術的条件について検討を開始し、令和元年7月に情報通信審議会から一部答申。

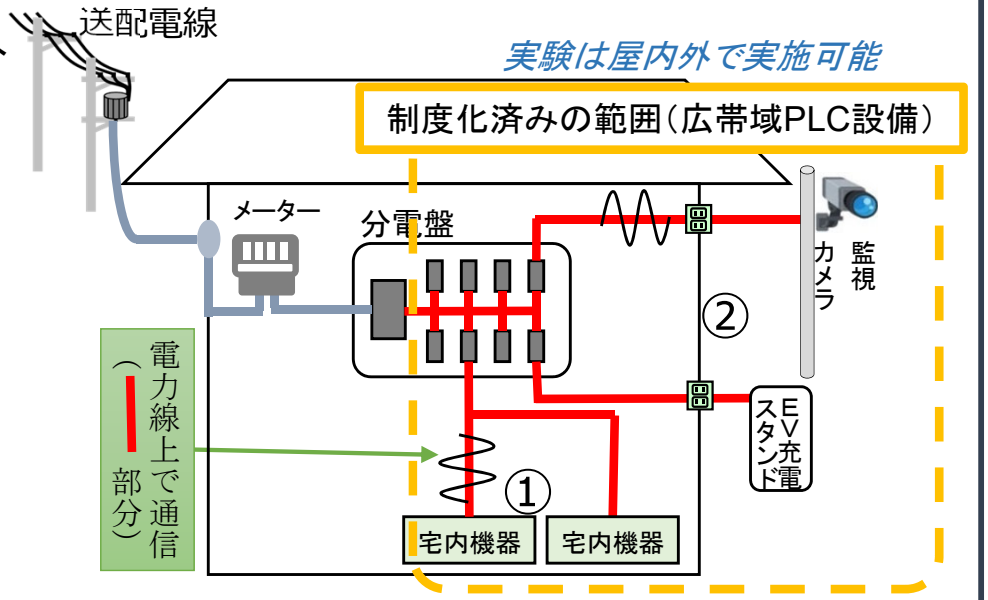

PLCの利用周波数

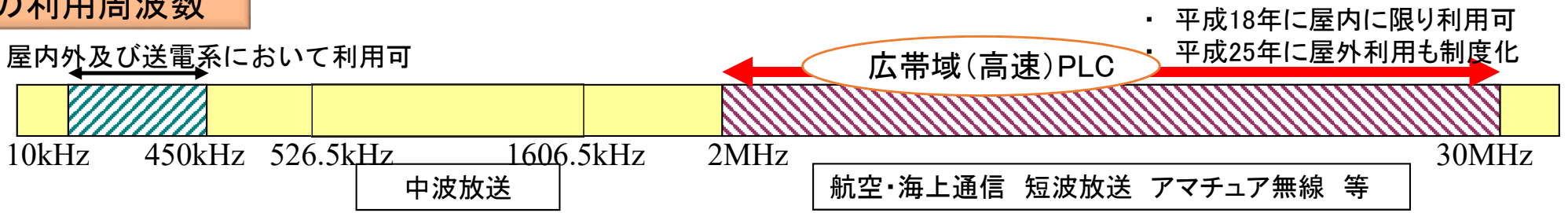

広帯域電力線搬送通信設備の高度化

検討背景

○ これまで、広帯域PLC設備は、一般家庭内のネットワークや集合住宅のセキュリティシステム等で利用。

○ 近年、広帯域PLC設備の高度利用として、無線によるネットワーク構築が困難な工場内でのセンサー情報収集や既設の電力線を持つ照明の制御等について、技術開発や実験が進んできており、IoT基盤構築の有効な手段の一つとして、その活用が期待。

○ これらに対応するため、広帯域PLC設備の高度化に向けた技術的条件について、情報通信審議会において検討を行い、一部答申を受け、今般、関係省令の改正等を行うもの。

改正概要

○ 工場内等で使用される電力線(600V以下 単相/三相交流)についても広帯域PLC設備の利用を可能とする。

○ 鋼船(鋼製の船舶)においても広帯域PLC設備の利用を可能とする。

○ 屋内用広帯域PLC設備について、スタジアム等の上空が覆われていない建物(周辺の建物との離隔距離が30m以上)での利用を可能とする。

○ 屋内用広帯域PLC設備について、地中及び水中に配線された電力線の利用を可能とする。

【利用シーン(例)】

工場内の既存の電力線を利用し、センサー情報等を収集

船内の電力線を利用し、インターネットサービスを提供

敷設された電力線を利用し、スタジアム内の照明を制御

敷設された電力線を利用し、離れた建屋にあるセンサー情報等を収集

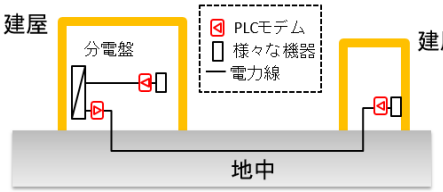

省令改正案の概要

主な改正点

○ 電波法施行規則※1

- 広帯域PLC設備の利用可能な電力線に「600V以下の単相交流又は三相交流」及び「直流」（鋼船内で使用するものに限る）の電力線を追加（第44条第1項第1号）
- 「屋内」の定義に鋼船内を含む旨を追加（第44条第2項第2号）
- 屋内広帯域PLC設備について、別に告示（新規制定）する場合にはその利用を可能とする旨を追加（第44条第2項第2号）

  新規制定告示：上空が覆われていない建物で使用する場合（周辺の建物との離隔距離が30m以上確保できる場合）、地中・水中に電力線が敷設された電力線を使用する場合を規定。
- 広帯域PLC設備以外の機能を有する設備に対しては、広帯域PLC設備の機能に関する独立性を要求する規定を追加（第46条の2第1項第4号）
- 漏えい電界強度等の許容値の対象を明確化する旨を追加（第46条の2第1項第4号）

○ 無線設備規則※2 【必要的諮問事項】

- 広帯域PLC設備の利用可能な電力線に「600V以下の単相交流又は三相交流」及び「直流」（鋼船内で使用するものに限る）の電力線を追加（第59条第1項第1号）
- 漏えい電界強度等の許容値の対象を明確化する旨を追加（第60条第2号）

※1 型式指定の広帯域PLC設備に適用

型式指定：あらかじめ、製造業者等が、技術基準に適合するとして申請し、型式の指定がされた設備。個別の設置許可は不要。

※2 個別の設置許可が必要な広帯域PLC設備に適用

告示改正案の概要

定めようとする命令等の題名	根拠法令
屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める告示案（新規） 電波法施行規則第44条の改正に伴い、屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める告示を新設	電波法施行規則第44条第２項第２号⑴
平成18年総務省告示第520号（伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する告示案 広帯域電力線搬送通信設備の伝導妨害波の電流等の測定方法の規定の追加	電波法施行規則第46条の２第１項第４号の⑶ 無線設備規則第60条第２号の⑵
平成14年総務省告示第544号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を次のように定める件）の一部を改正する告示案 電波法施行規則第44条の改正に伴う様式の変更	電波法施行規則第46条第２項及び第46条の３第３項

高周波利用設備の変更の工事に係る手続の簡素化 【参考資料】

改正概要

- 許可を受けて工場等に設置された高周波利用設備について、部品の変更等、装置の一部分の取替えについては届出による処理を可能としているところ、同一仕様の予備品への取替えなど、既に許可された範囲内の特性の装置に取り替える場合※1にも、届出による処理を可能とするための制度改正※2を行うもの。

※1　無線設備規則第65条第1項第1号から第4号までに該当するものであって、使用周波数や発振方式の変更、占有周波数帯幅等の拡大、高周波出力の増大、装置の性能の低下がない場合
設置場所において試験を行う大型の設備等（同項第5号から第7号）は対象外
※2　電波法施行規則別表第6号及び無線局免許手続規則別表第9号の改正

高周波利用設備とは

- 10kHz以上の高周波電流を利用する設備。電波を空間に発射することを目的とするものではないが、電波が漏洩し、他の無線局に妨害を与えるおそれがあることから、原則として、個別の設置許可が必要（あらかじめ、製造業者等が、技術基準に適合するとして申請し、型式の指定がされた設備等については、個別の設置許可は不要）

対象の装置の一例

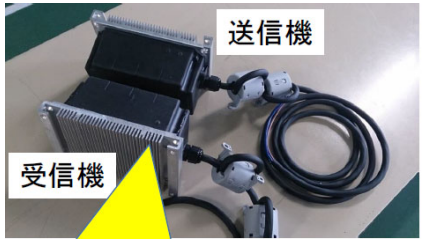

AGV（Automated Guided Vehicle）無線充電装置

レーザーマーカー

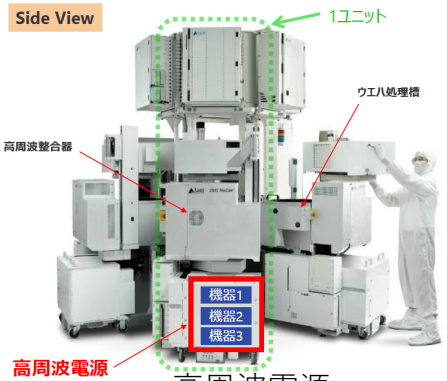

高周波電源

高周波利用設備の変更の工事に係る手続の簡素化（改正の対象）【参考資料】

許可が必要な高周波利用設備

通信設備

【法第100条第１項第１号】
右記の設備を除く、
電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備

- 電力線搬送通信設備
- 誘導式通信設備

（例）

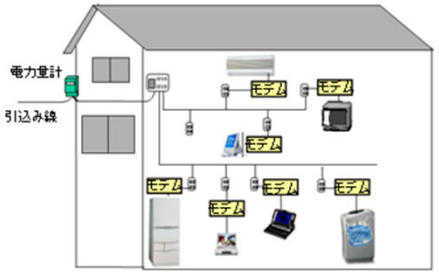

電力線搬送通信設備

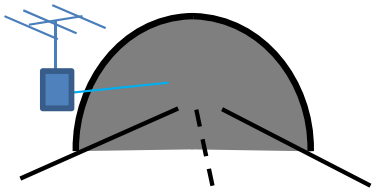

トンネル内AMラジオ
再送信設備

通信設備以外の設備

【法第100条第１項第２号】
無線設備・上記の設備以外の設備であって、10kHz以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

【施行規則第45条】

- 医療用設備、工業用加熱設備（高周波出力50Wを超えるもの）
- 各種設備（高周波出力50Wを超えるもの）

（例）

改正の対象
（取替えは届出で可能に）

無線設備規則第65条第１項第１～４号
（試験場において試験を行うもの）

超音波洗浄機

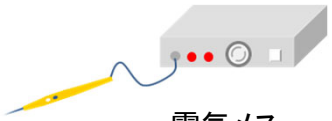

電気メス

レーザーマーカー

無線設備規則第65条第１項第５～７号
（設置場所において試験を行うもの（大型の設備等））
（一部試験場で試験を行うものも存在）

高周波ウェルダー

高周波解凍機

MRI

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集 －広帯域電力線搬送通信設備の高度化等－」に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和２年12月25日～令和３年１月28日）

提出件数 13 件（法人・団体等 10 件、個人３件）

No	意見提出者 （順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	HD-PLCアライアンス	広帯域電力線搬送通信設備に関する過去の屋内及び屋外への利用拡大の法制化には、大変感謝しております。 少子高齢化対応を含めたIoT社会の到来が進む中、HD-PLCアライアンス　会員企業及びその顧客や一般企業利用者では広帯域電力線搬送通信設備によるIoT利活用事例が大きく増加しており、今後も更なる活用用途の拡大が期待されています。 今回の広帯域電力線搬送通信設備の利用範囲の拡大内容によって、工場、施設などや鋼船などで使用可能になれば、さらに、日本におけるこの分野でのIoT化の進展に大きく貢献できると考えます。 また、現行法の解釈を明確化していただいたことにより、地中・水中などでの活用範囲が広がり、この分野で要望されているIoT化にもさらに貢献できると考えます。 利用拡大につながる今回の改正内容で制度化されることを切望致します。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
2	個人	【 ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案　３頁　「別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事」】 高周波発生装置の全部の取替において、一定の条件を満たす場合は許可を要しないとする案は、合理的な内容であり、賛成。 故障や消耗など予測不能な事態が発生した際、許可済み装置と同等品または後継品へ取替となるケースが多いが、改めて許可を受けるまで（標準処理期間：一ヶ月）設備を稼働させることができず、生産性が低下するため、本改正によるメリットは大きい。 また、近年、高周波発生装置の普及により台数が非常に増えてきており、紙の手続きは負担が大きいことから、電子化を早急に進めていただきたい。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 手続の電子化に関するご意見については、今後の施策における参考とさせて頂きます。	無
3	一般社団法人日本舶用工業会	「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集　広帯域電力線搬送通信設備の高度化等」に関し、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。 私ども（一社）日本舶用工業会は、船舶用機器及びその他船舶に関連する工業の進歩発展を図り、我が国経済の発展に寄与することを目的に設立され、現在普通会員252	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		社、賛助会員72社が加盟しております。 四方を海に囲まれた我が国にとって、海運・造船・舶用工業等の海事産業は、国民生活及び産業活動を支える基盤としてなくてはならないものです。現在、各分野において、IoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が始まりつつありますが、海事業界においても、船陸間通信の発展と相まって、こうした新技術を活用した陸上からの船内機器の遠隔監視や自動運航船の技術開発が進められているほか、船員の労働環境（通信環境）改善、観光需要の高まりを受けてフェリーやクルーズ船等で旅客向けのインターネット環境やエンターテインメントの充実などが求められています。 こうした新技術を導入するためには、船内でのネットワーク環境の構築が大前提となりますが、船内は各区画が鋼製隔壁等で区切られているため、LANケーブルの敷設工事だけでも多くの工期と費用が発生することがネックとなり、未だに船内LANは普及しておらず、上記新技術導入の障壁となっています。 今般、総務省において、「鋼船での屋内PLC設備の利用を可能とする」電波法施行規則等の一部を改正する省令等がまとめられたことは大変意義のあることであり、船内LAN環境改善の起爆剤となるものと大いに期待しております。これによって、船舶へのLAN導入が進むとともに、将来的には船内のあらゆる機器がネットワークを通して陸上ともつながり、海事分野におけるIoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が促進され、自動運航船の実現、運航の最適化による燃費削減・温室効果ガス削減にもつながるものと考えております。 こうしたことから、一日でも早く鋼船でのPLC設備の利用が可能となるよう、今回の内容で改正省令が施行されますことをお願い申し上げます。		
4	パナソニック株式会社テクノロジー本部	広帯域PLC設備の利用拡大を実現する法制化に関しまして、平成18年、平成25年に引き続き、今回のご対応をいただき、大変感謝申し上げます。 昨今、日本全体としてIoT活用が推進される中、多くのIoT利活用事例が生まれており、弊社でも、IoTを支える重要なコア技術として広帯域PLC設備の活用を推進しています。 今回の広帯域PLC設備の利用範囲の拡大によって、これまで限定的な範囲でしか利用できなかった工場、大規模施設に加え、鋼船などで使用可能になれば、弊社としても、日本におけるこの分野でのIoT化の進展にさらに大きく貢献できると考えております。 今回の省令改正を通じ、広帯域PLC設備の利用拡大が実現する日を、心待ちにしております。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
5	高速電力線通信推進協議会	近年、各種センサーの小型軽量化、低廉化が進み、世界中でモノがネットワークにつながる IoT の爆発的な普及が進んでいます。 　今回の改正案では、工場等での三相三線、鋼船での活用が可能となるなど、広帯域電力線搬送通信設備の利用範囲が拡大されており、日本の IoT 化がさらに進展する一助となる内容であり、改正案の内容で制度化されることを事業者として大いに期待しております。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		また、事業者としては自立電源や直流での利活用等、期待を抱いている分野もあり、さらなる利用範囲の拡大を期待しております。		
6	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 国立天文台	【パブリックコメント全体】 日本における広帯域電力線搬送通信設備は、モデムが発生するコモンモード電流をコンセントでの値で規制しているが、この規制法では電力線網内部にあるスイッチ分岐等の不平衡度の悪い部位で極めて大きな漏洩電界を発生されることが明らかになっています。従って、貴課の重要な任務である電波環境を守る目的を達成するためにはこれ以上電波環境を悪化させないようにする必要があり、広帯域電力線搬送通信設備によるさらなる電波環境悪化に繋がる一切のご提案に反対いたします。 【電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち、電波法施行規則第四十四条第一項第一号の(1)および同条第二項第二号の改正提案】 パブリックコメント全体への意見に示した理由により、改正に反対いたします。 【無線設備規則第五十九条第一項の改正提案】 パブリックコメント全体への意見に示した理由により、改正に反対いたします。 【屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める告示案】 電波法施行規則第四十四条第二項第二号の改正提案に反対することから、本告示案は不要となり、告示案に反対いたします。	本改正案は、工場内の電力線(600V以下 単相/三相交流)の利用など、「広帯域電力線搬送通信設備」の高度化を目的としたものであり、平成31年度の情報通信審議会での技術的条件に関する審議・一部答申を受けて関係規定を定めるものです。 コモンモード電流による規律については、平成18年度の情報通信審議会答申で適切なものとされており、当該答申に基づき既に制度化が行われ運用されています。 このため、いただいた御意見につきましては、今回の改正案には直接関係しないものと考えています。	無
7	個人	【電波法施行規則等の一部を改正する省令案　３頁「別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事」】 高周波利用設備の全部の取替のうち、性能を低下させないなど一定の条件を満たす場合に許可を要しないとする本改正案に賛成します。 高周波利用設備は許可申請が必要になっており、許可されるまでは使用することができず、このような設備が突発的に故障した場合、予備品に取り換えたくても許可申請？許可になるまでおよそ1か月設備を稼働することができない。予備品としてすぐに使えるようにするためには、同一の予備品であっても事前に許可申請を要し、このような装置を事前に用意しておく必要があり、固定費が増加するなど企業活動を阻害する要因が排除される本改正案は、合理的であり企業活動に対する効果はとても大きい。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
8	一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部	【○高周波利用設備の変更手続きの簡素化について　別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事(第45条の２関係)】 高周波利用設備に関しては、機器の一部品に故障が生じた際、同一仕様の予備品への交換を行う場合においても、その都度設置許可申請が必要とされている。突発的に設備が故障した場合等には、許可を受けるまでに工場等の工程を一時停止せざるを得なくなるなど、多数の事業者において事業遂行上の支障や申請に係る負荷が生じており、経団連として改善を求めてきた（※）。 本改正案において、「既設の装置について、その特性の範囲内の装置に取り替える場合には、許可を必要とせず、届出による処理を可能とする」(制度改正の概要P.2)対応が取られることで、突発的な設備の故障時などの早期再稼動や、予備品の低減・	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		固定資産の圧縮、許可申請に対する工数の低減等が期待できるため、改正を歓迎したい。 ※2018年度経団連規制改革要望「高周波利用設備の許可申請に関して、同一仕様の予備品等に交換する場合の再度申請の不要化」 https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/026_08.pdf		
9	大洋電機株式会社 制御技術本部	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集広帯域電力線搬送通信設備の高度化等に関し、以下のとおり意見を提出させて頂きますので何卒、よろしくお願い申し上げます。 弊社は長年に渡り船舶の市場を中心に、発電機、電動機、配電システム等を製造販売している企業であり、一社 日本舶用工業会の会員企業でもあります。 弊社が製品やサービスを提供させて頂いているお客様には、大型貨物船や貨客船から小型の漁船など様々な船舶の運航をされております。昨今それらのお客様の間では、自立運航船や船内機器の監視に向けたネットワーク構築とビッグデータの利活用が急速に活発化しております。小型漁船などでは船内でスマートフォンを利用するためのネットワーク環境の需要も高まっている様です。 この様に、海で生活を送る方々にとりまして、ネットワークは必要不可欠なインフラ環境と言えます。電力線通信は既存の電源用配線を利用できる事から、ネットワーク環境の構築の効率化の面でも非常に有利な仕組みであると言えます。電気を取り扱う弊社としても、船内に電力を届ける事と併せて情報も運ぶ事ができる事で、つながる船の実現や船内エンターテイメントの充実、更には、新しいサービス開発への可能性を感じております。 鋼船においては、船体自体が鉄製で海水に常時接しているため、シールド効果が期待でき、船内の電波の漏洩等に対しても既に対策が施されていると言えると思います。 以上の様に、船舶において電力線通信が使用可能になる事で、ネットワーク環境の構築効率化や発展性の面でメリットが生まれると考えております。また、将来的には、構築された船内電力線通信ネットワークを活用して、多くのデータを、船舶の安全、効率化、省力化に活用して、持続可能な社会に貢献できるのではないかとも感じております。 以上の様なことから、今回の内容で改正省令が施行されて、高速電力線通信が鋼船で使用可能となります様、お願い申し上げます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
10	JRCS株式会社 海洋営業部	弊社は舶用機器を製造・販売しております。昨今、この業界でもDXや脱炭素化がキーワードになっており、船内のネットワーク化、IoT技術、ビッグデータ、AIの活用が始まりつつあります。また、船陸間通信の発展と相まって、こうした新技術を活用した陸上からの船内機器の遠隔監視や自動運航船の技術開発が進められているほか、船員の労働環境（通信環境）改善、観光需要の高まりを受けてフェリーや クルーズ船等で旅客向けのインターネット環境やエンターテインメントの充実などが求められています。 こうした新技術を導入するためには、船内でのネットワーク環境の構築が大前提となりますが、船内は各区画が鋼製隔壁等で区切られているため、LANケーブルの敷設工	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		事だけでも多くの工期と費用が発生することがネックとなり、未だに船内のネットワーク化は十分には普及しておらず、上記新技術導入の障壁となっています。 今般、総務省において、「鋼船での屋内PLC設備の利用を可能とする」電波法施行規則等の一部を改正する省令等がまとめられたことは大変意義のあることであり、船内LAN環境改善の起爆剤となるものと大いに期待しております。これにより、船内のネットワーク化が進み、将来的には船内のあらゆる機器がネットワークを通して陸上ともつながり、海事分野におけるIoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が促進され、自動運航船の実現、運航の最適化による燃費削減・温室効果ガス削減にもつながるものと考えております。こうしたことから、一日でも早く鋼船でのPLC設備の利用が可能となるよう、今回の内容で改正省令が施行されることをお願いするところです。　以上		
11	BEMAC株式会社	当社BEMAC株式会社では船舶における船内電装工事が主な事業の一つとなっております。 船内の電装工事(電線敷設)は重労働であり、また昨今の労働人口の減少により働き手の確保に課題が出ている一方、船内の高度情報化の流れにより敷設する電線の量は増加することが予想されます。 その中で船内の省配線に繋がるPLC技術には大いに期待をしているところであり、 鋼船に於けるPLC設備利用に関する検討についてこれを可能とする方向になっている事に賛同致します。 船内の情報通信網の構築に多様な選択肢があることで、新造船・就航船を問わず新しいサービスを生む下地が出来ることにも期待しています。 是非早々に鋼船におけるPLC設備の利用が可能になる様、お願い申し上げます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
12	個人	別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事について 高周波発生装置の変更の工事の変更時に基本的に暗室測定実施、且つ変更装置の特性に差異がなければ、変更許可申請不要とのことで歓迎致します。 一点不明点ですが、電波法施行規則別表第六号第1の表2の項の(1)の運用を適用させるためには、新設時に事前に適用している設備として申請をする必要があるのでしょか？それとも、既存の設備に対して、今後届け出のみで、設備変更が可能とのことでしょうか？ また、伝導妨害波測定時のEUT位置の規定追加もAGVなどの実使用位置の実態に則した状態での測定となり、歓迎致します。 今後、WPTをCISPRベースの法改正、及び型式指定可能な設備として法整備を進めていただければと存じます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 また、今回の改正案は、電波法施行規則別表第六号第１の表2の項の(1)の高周波発生装置の変更の工事であって当該部分の全部の取替えに該当し条件に適合する場合には、既存の設備に対して今後届出のみでの手続を可能とするものです。	無
13	寺崎電気産業株式会社	弊社は長年に渡り船舶市場に，配電システムや監視制御システム等を製造販売しています。 IoT技術，ビッグデータ，AI等の活用は，今や陸上だけではなく海事業界においても活発化しており，弊社のお客様方からも船内でのネットワーク環境が必要なお問い	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		合わせをいただくことが多々あります。あらかじめネットワーク環境を構築された船もありますが，環境の整っていない船においてはネットワーク環境の構築から始める必要があり，ネックとなっております。 　今後，船内のネットワーク環境は不可欠なものとなります。インターネット環境やエンターテイメントだけでなく，自動運航船や遠隔監視システムなどで船内ネットワークは必要です。船舶において電力線通信が使用できるようになると，ネットワーク環境の構築が非常に効率的で有効です。今まで以上にネットワーク環境が普及し，構築された船内電力通信ネットワークを利用した船舶の安全，効率化，省力化に寄与する製品，サービスが大いに増えると考えております。 　以上より，鋼船で高速電力線通信の利用が可能となるよう，今回の内容で改正省令が施行されますことをお願い申し上げます。		

注 そのほか、案について全く言及しておらず、無関係と判断されるものが１件ございました。

資料２

電波監理審議会審議資料

令和３年３月１０日

航空機局の無線設備等保守規程の認定
（令和３年３月１０日　諮問第８号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高田課長補佐、大出係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課
（河間課長補佐、黒川係長）
電話：０３－５２５３－５９０２

諮問第8号説明資料

航空機局の無線設備等保守規程の認定

1　諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況や無線設備等の不具合状況等を定期報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる新たな認定制度が平成30年８月１日から運用されている。

当該認定制度の整備を受けて、今般、電波法第70条の５の２の規定に基づき、日本航空株式会社から航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、今般、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて諮問する。

2　申請の概要

申請者及び申請件数（局数）については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
①　日本航空株式会社	航空機局	13局

3　認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。（4月１日認定予定）

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、ＰＤＣＡサイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する新たな制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要

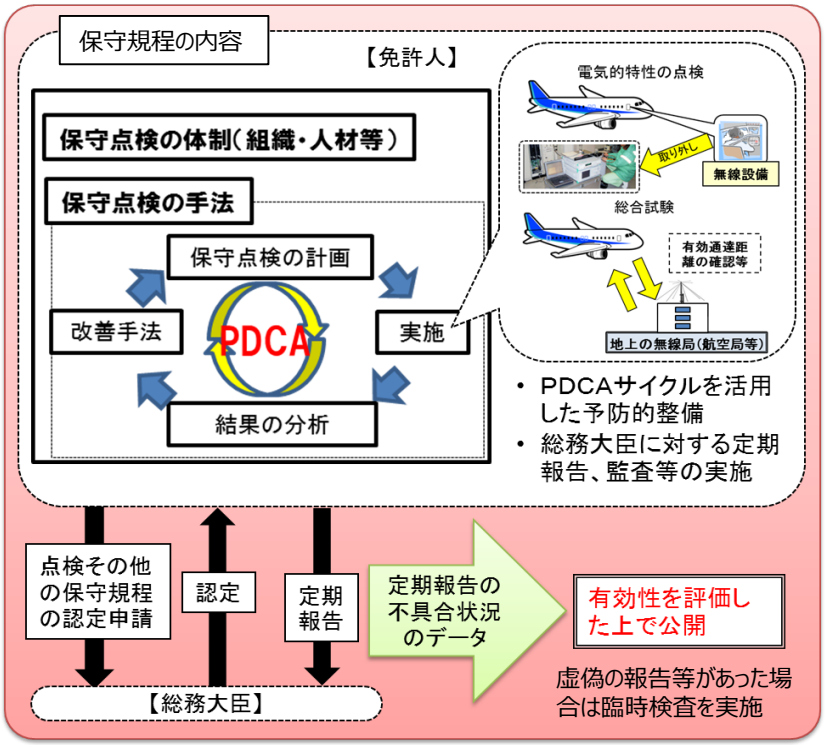

■ 無線設備等保守規程の主な記載項目 【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- ○ 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- ○ 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- ○ 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- ○ 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- ○ 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔（最長年数） 【電波法施行規則第40条の２より】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電気的特性の点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① ＡＴＣ（Air Traffic Control）トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局	2年	2年
○定期的な報告の内容		
1 電気的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況		○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況		○

認定に係る審査基準

■ 認定に係る審査（電波法第７０条の５の２第２項）

① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント （電波法関係審査基準）

項目	主な審査ポイント
① 施設・設備の概要	➢ 対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備の一覧又は当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。
② 組織の概要	➢ その組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➢ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法令に定める条件に適合するものであること。
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	➢ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。
④ 実施方法	➢ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法（登録検査等事業者等の実施方法と同等以上）が適切に定められていること。
⑤ 点検その他保守の間隔	➢ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。
⑥ 品質管理の概要	➢ 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理実施方法が適切に定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の記録及び書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	➢ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	➢ 電波法第70条の５の２第６項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第四号の四に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➢ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。

認定申請の概要（全体のまとめ）

■ 認定申請の免許人及び無線局数

【認定申請】

日本トランスオーシャン航空株式会社（JTA)所属の航空機を日本航空株式会社が共同運航するにあたり、航空機に搭載する無線局について保守規程制度の適用を希望するもの。点検保守業務については、JTAに委託。（JTAは令和2年4月に保守規程認定済。）

申請者	無線局の種別	無線局数
① 日本航空株式会社	航空機局	13局

■ 無線設備等の点検･保守の形態

業務内容等		日本航空（JAL)
業務･データ･品質管理／監査組織		自社体制
点検保守業務	確認業務※1	日本トランスオーシャン航空（JTA)に委託
	点検業務※2	JTAに委託
教育･訓練業務		JTAに委託
施設･設備		JTAに委託

※1:確認業務：無線設備等の点検結果の判定業務、 ②点検業務：無線設備等の点検業務

日本航空の無線設備等保守規程の概要①

第1章　一般	● 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。 ● 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。
第2章　体制	● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。 ● 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。 ● 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した確認を行う者及び点検を行う者 ① 無線設備等の確認を行う者　：　21名 ② 無線設備等の点検を行う者　：　21名 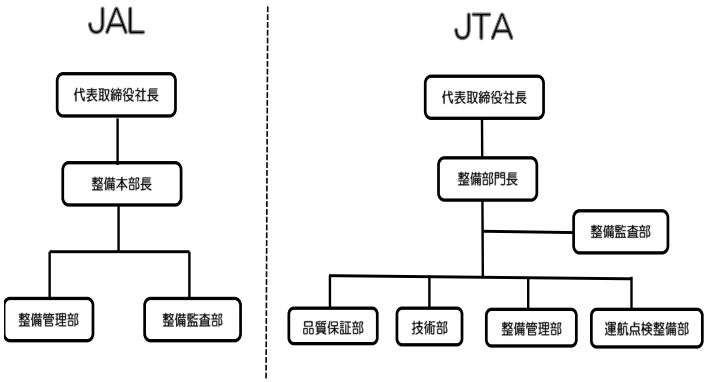 ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。 ● 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。
第3章　方針	● 法令の範囲内で認められる点検間隔が無線設備毎に定められている。 ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。

日本航空の無線設備等保守規程の概要②

第４章　実施	● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。 ● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。 ● 無線設備の信頼性の確保、是正措置、評価及び見直しの実施方法について定められている。
第５章　報告	● 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。 ● 信頼性管理の目標値については、MTBF（1 年分や3 年分等）、URR 等の他の指標値を報告書に記載し、これらの指標も加味した上で結果の考察・評価を行うこととしている。

■日本航空の無線設備等保守規程の構成について

- 日本航空は、日本トランスオーシャン航空が所有するボーイング737式を共同運航する予定であり、当該航空機に設置する無線設備等の点検及びその他保守業務に関してはJTAに委託されることとなっている。
- このため、無線設備等保守規程の構成は、組織及び委託先監査部分を除き令和2年4月に認定したJTAの保守規程と同一内容となっている。

審査結果（日本航空等）

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	➢ 無線設備の点検その他保守を行うための施設及び設備は、委託先のJTACにおいて保有しており、測定器等の設備については、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。	適
② 組織の概要	➢ JTAが実施する無線設備等の点検その他保守業務に係る監督を行うための組織体制を有している。 ➢ なお、確認者及び点検者は、委託先のJTAに所属している。	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	➢ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。	適
④ 実施方法	➢ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。	適
⑤ 点検その他保守の間隔	➢ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。	適
⑥ 品質管理の概要	➢ 無線設備の点検業務、教育・訓練の実施、無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間は、委託先であるJTAへ委託することとしているが、委託先において適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容、監査等について定められている。	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	➢ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	➢ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。	適

【参考】　電波法関係規定（無線設備等保守規程の認定等）

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二　航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一　第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二　その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3　第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4　第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5　認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6　認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7　総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一　第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二　認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行つていないと認めるとき。

三　認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8　総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9　第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10　認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

資料３

電波監理審議会審議資料

令和３年３月１０日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
（令和３年３月１０日　諮問第９号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高田課長補佐、大出係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（望月課長補佐、中野係長）
電話：０３－５２５３－５７７８

諮問第９号説明資料

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

１　諮問の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第３項の規定に基づき日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

なお、この認可申請は、ＮＨＫ受信料制度等検討委員会の答申（令和３年２月 17 日）の結果を踏まえて行われたものである。

※　経営委員会が受信規約の変更の議決に当たり実施する、国民・視聴者からの意見募集手続については、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）附則第３項に規定する特例により、実施されなかった。

受信規約第 12 条の２において、「放送受信契約者が放送受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、１期あたり 2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない」と規定されているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、令和２年４月から令和３年３月までの間の受信料については、同条の規定にかかわらず、支払いを延滞した場合であっても、延滞利息を発生させないこととするとともに、同期間は、同条に定める「３期分以上」に通算しないこととする措置が講じられている。

今般の受信規約の変更の認可申請は、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることから、この措置の期間を、令和３年９月まで延長しようとするものである。

２　改正又は変更概要

１）変更しようとする契約条項

新旧対照表のとおり

２）変更しようとする理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、総務大臣の認可（令和２年５月８日付け）を得て、令和２年４月から令和３年３月までの間の放送受信料については、延滞利息を発生させないこととし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを３期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとする措置を講じているところ、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生しているため、当該措置の対象とする期間を延長して、令和２年４月から令和３年９月までとするため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

３）事業収支に及ぼす影響

今回の契約条項の変更に伴う支払延滞は時限的な措置であり、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えている。

３　施行期日

令和３年４月１日から施行する。

４　審査の結果

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、協会において実施する延滞利息に係る特例措置の期間を延長するものであり、現下の新型コロナウイルス感染症の状況、及び受信料の支払いが困難な受信契約者の発生の状況に鑑みて、妥当なものである。また、今回の契約条項の変更により現在の特例措置の内容が変更されるものではなく、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われることから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

日本放送協会放送受信規約　新旧対照表　　（＿＿＿部分は、変更部分）

変更案	現行
付 則 （施行期日） １　この規約は、令和３年４月１日から施行する。	付 則 （施行期日） １　この規約は、令和２年１０月１日から施行する。
（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） １０　第１２条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和３年９月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。	（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） １０　第１２条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和３年３月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。

資料４

電波監理審議会審議資料

令和３年３月１０日

日本放送協会に対する令和３年度国際放送等実施要請
（令和３年３月１０日　諮問第１０号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高田課長補佐、大出係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（望月課長補佐、中里係長）
電話：０３－５２５３－５７７８

諮問第 10 号説明資料

日本放送協会に対する令和３年度国際放送等実施要請

１　ラジオ国際放送の概要

（１）放送時間　１日延べ６４時間２３分

（２）放送区域　１５区域

（欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド）

（３）使用言語　１８言語

（日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語）

（４）送信施設　国内送信所１か所（八俣送信所）、海外中継局１７か所

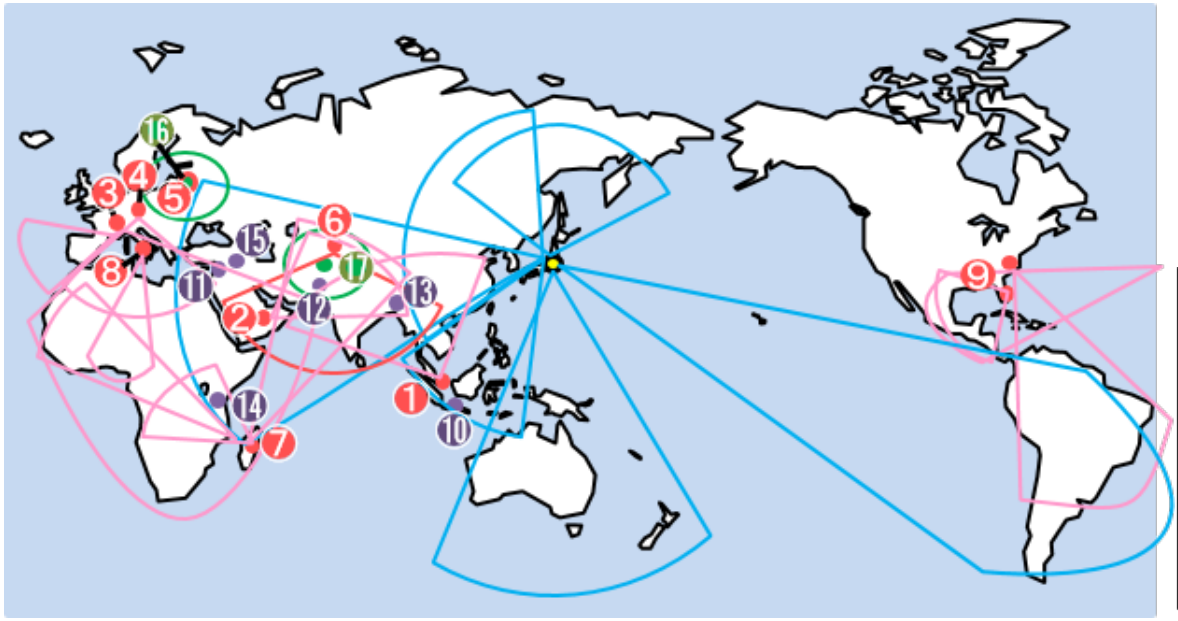

短波	① シンガポール中継局	FM	⑩インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	② ダバヤ中継局		⑪ヨルダン川西岸中継局（ラマラ他）
	③ フランス中継局		⑫アフガニスタン中継局（カブール他）
	④ ドイツ中継局		⑬バングラデシュ中継局（ダッカ他）
	⑤ オーストリア中継局		⑭タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑥ ウズベキスタン中継局		⑮イラク中継局(バグダッド他)
	⑦ マダガスカル中継局	中波	⑯リトアニア中継局
	⑧ バチカン中継局		⑰タジキスタン中継局
	⑨ アメリカ中継局		

2　テレビ国際放送の概要

（１）放送時間　外国人向け：１日２３．７時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて２４時間）
　　邦人向け　：１日５時間程度

（２）放送区域　外国人向け：インテルサット１９、２０、２１衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
　　邦人向け　：インテルサット１９、２０、２１衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

（３）使用言語　２言語（日本語、英語）

（４）送信衛星　外国衛星３６基

（５）受信方法　受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、ＣＡＴＶやホテルなどでも視聴が可能。

＜外国人向け＞

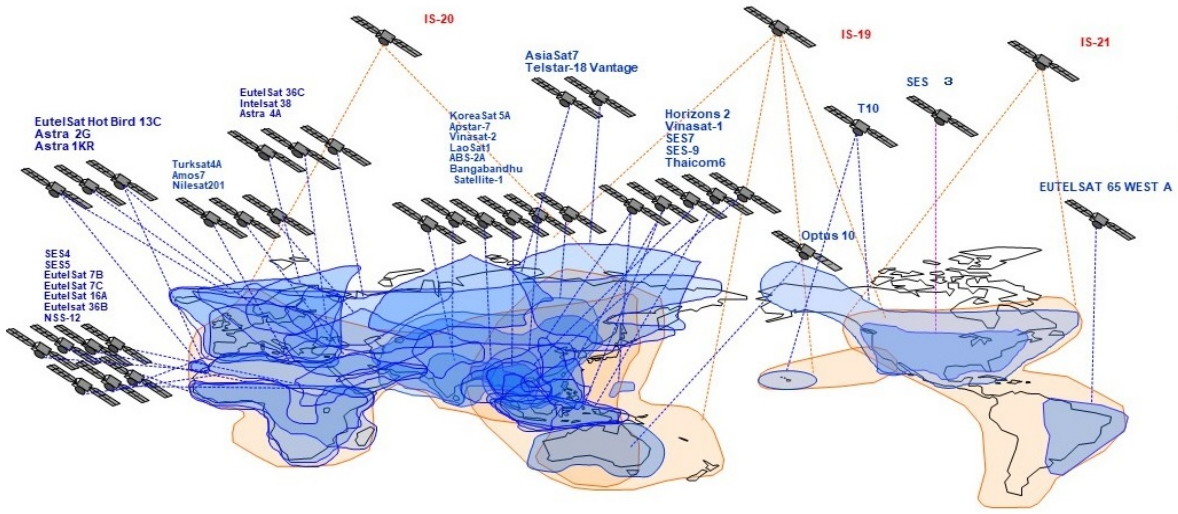

＜邦人向け＞

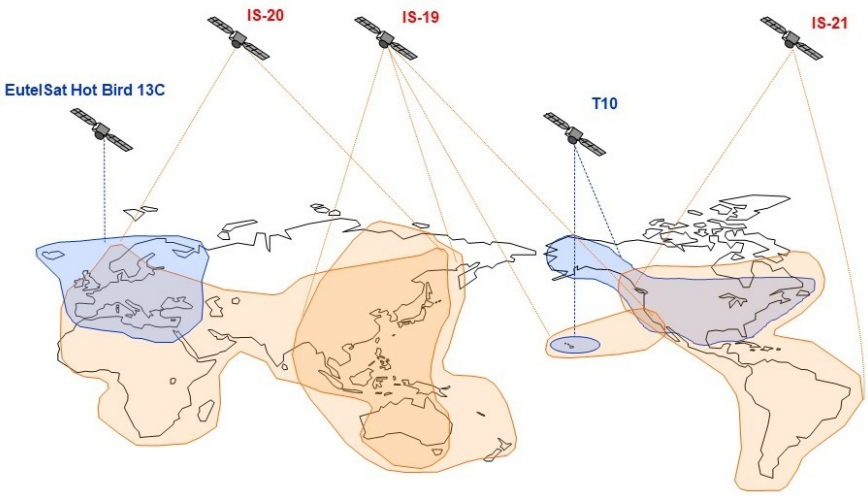

直径２．５～６メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

3　国際放送等実施要請の目的

ＮＨＫに国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

4　国際放送等実施要請の概要

（１）総務大臣は、ＮＨＫに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

○放送法

（国際放送の実施の要請等）

第６５条　総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

２　総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

３　協会は、総務大臣から第１項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

４・５　（略）

（国際放送等の費用負担）

第６７条　第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

２　第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（２）放送法第６７条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。令和３年度は、ラジオ約９．７億円、テレビ約２６．２億円、計約３５．９億円。

5　これまでの取組

（１）　国際放送は昭和２６年度以降、また、協会国際衛星放送は平成１９年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。

（２）　ＮＨＫは、現在、放送法第２０条第１項第４号、第５号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

令和３年度（案）	令和２年度
放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６５条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。	放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６５条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。
１　放送事項 （１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項 （２）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。	１　放送事項 （１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項 （２）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。
２　放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド	２　放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド
３　その他必要な事項 （１）放送効果の向上を図るため、放送法第２０条第１項第４号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （２）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （３）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （４）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （５）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （６）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。 （７）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和２５年政令第１６３号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。	３　その他必要な事項 （１）放送効果の向上を図るため、放送法第２０条第１項第４号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （２）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （３）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （４）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （５）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （６）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。 （７）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和２５年政令第１６３号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。
４　国の費用負担等 （１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。	４　国の費用負担等 （１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。

テレビ国際放送の実施要請書の比較表

令和３年度（案）	令和２年度
放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６５条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。	放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６５条第１項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。
１　放送事項	１　放送事項
（１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項	（１）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア　邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ　国の重要な政策に係る事項 ウ　国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ　その他国の重要事項
（２）上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。	（２）上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。
２　放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州	２　放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州
３　その他必要な事項	３　その他必要な事項
（１）放送効果の向上を図るため、放送法第２０条第１項第５号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。	（１）放送効果の向上を図るため、放送法第２０条第１項第５号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
（２）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。	（２）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
（３）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。	（３）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
（４）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、第３２回オリンピック競技大会及び東京２０２０パラリンピック競技大会、２０２５年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。	（４）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、２０２５年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
（５）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和２５年政令第１６３号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。	（５）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和２５年政令第１６３号）第８条第１項第１号ホに規定する資料を提出すること。
４　国の費用負担等	４　国の費用負担等
（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。	（１）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。	（２）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。